

(添付資料－１)

一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類

— 目 次 —

1. 一般水底土砂が発生する事業の概要及び必要性.....	1
1.1 浚渫事業の概要.....	1
1.2 事業の必要性.....	4
2. 海洋投入処分量の削減に関する取組.....	6
2.1 浚渫土量の削減に関する取組.....	6
2.2 浚渫により発生する水底土砂の土量.....	8
2.3 浚渫土砂の有効利用量.....	17
2.4 海洋投入処分以外の方法による処分量.....	19
2.5 最終的な海洋投入処分量.....	21

## 1. 一般水底土砂が発生する事業の概要及び必要性

### 1.1 浚渫事業の概要

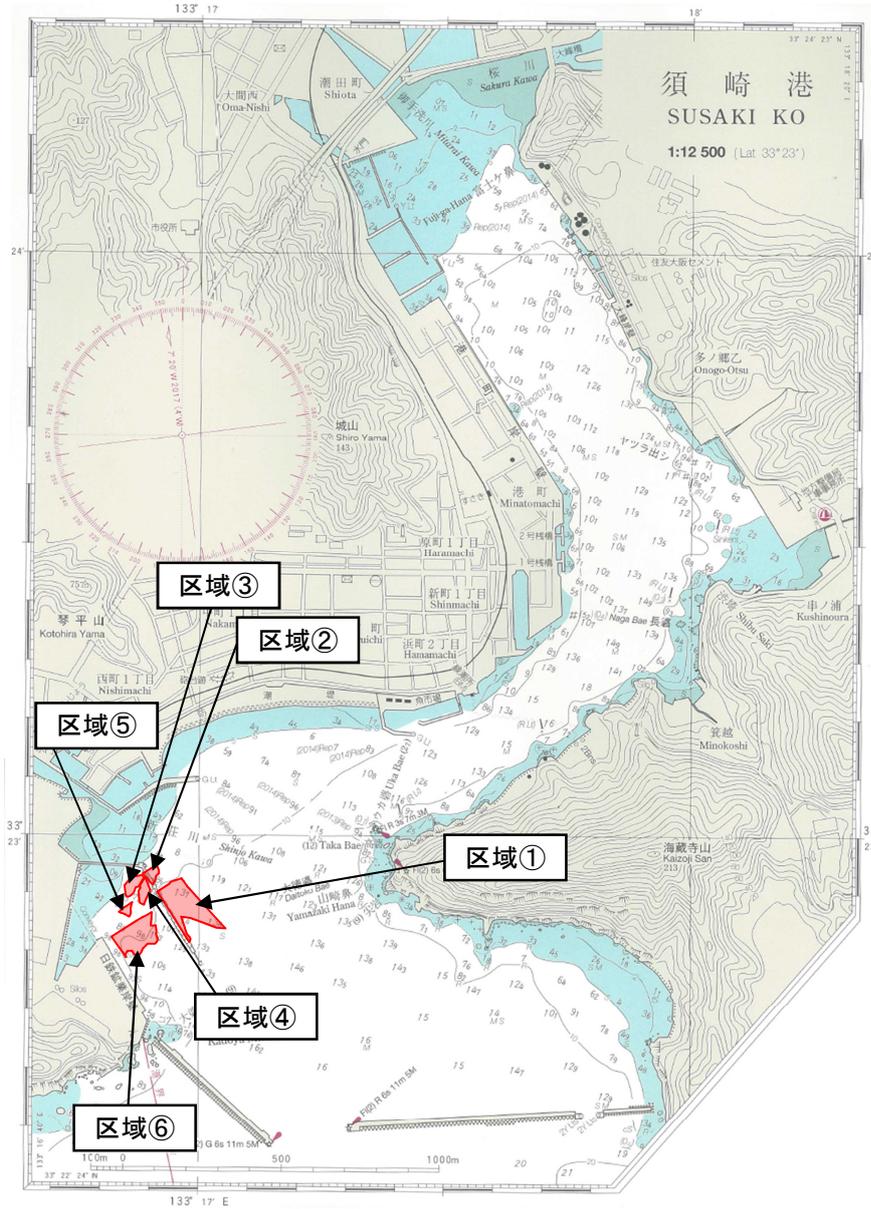
平成 30 年 3 月 13 日交通政策審議会第 70 回港湾分科会「資料 1-1 須崎港港湾計画改訂」によると、須崎港は、石灰石の産出量日本一である鳥形山鉱山を背後に有しており、主に港湾背後の地場産業を支え、石灰石やセメントを全国・海外に供給する拠点としての役割を担うほか、背後地域の防災拠点としての役割が期待されている。国内の各港の石灰石の移出量は、津久見港に次いで多く、756 万トンと全体の約 23%を占めている。また、須崎港内は静穏な場所であり、背後の地場産業の物流拠点として多数の船舶が利用している。

一方で、須崎港は新荘川河口に位置しており、河川からの流入土砂が堆積しやすい場所である。現在、自社バース前面では、土砂の堆積により利用船舶が安全に接岸するための水深確保が難しい状況となっており、石灰石の供給拠点、地場産業の物流拠点等としての役割に支障をきたす状況となっている。

浚渫区域及びその平面図は図 1.1.1、図 1.1.2 に示すとおりである。

本事業では水深を確保し、船舶が安全に接岸することができるよう、自社バース前面に堆積した土砂の浚渫を行うものである。以下に、浚渫事業の概要を示す。

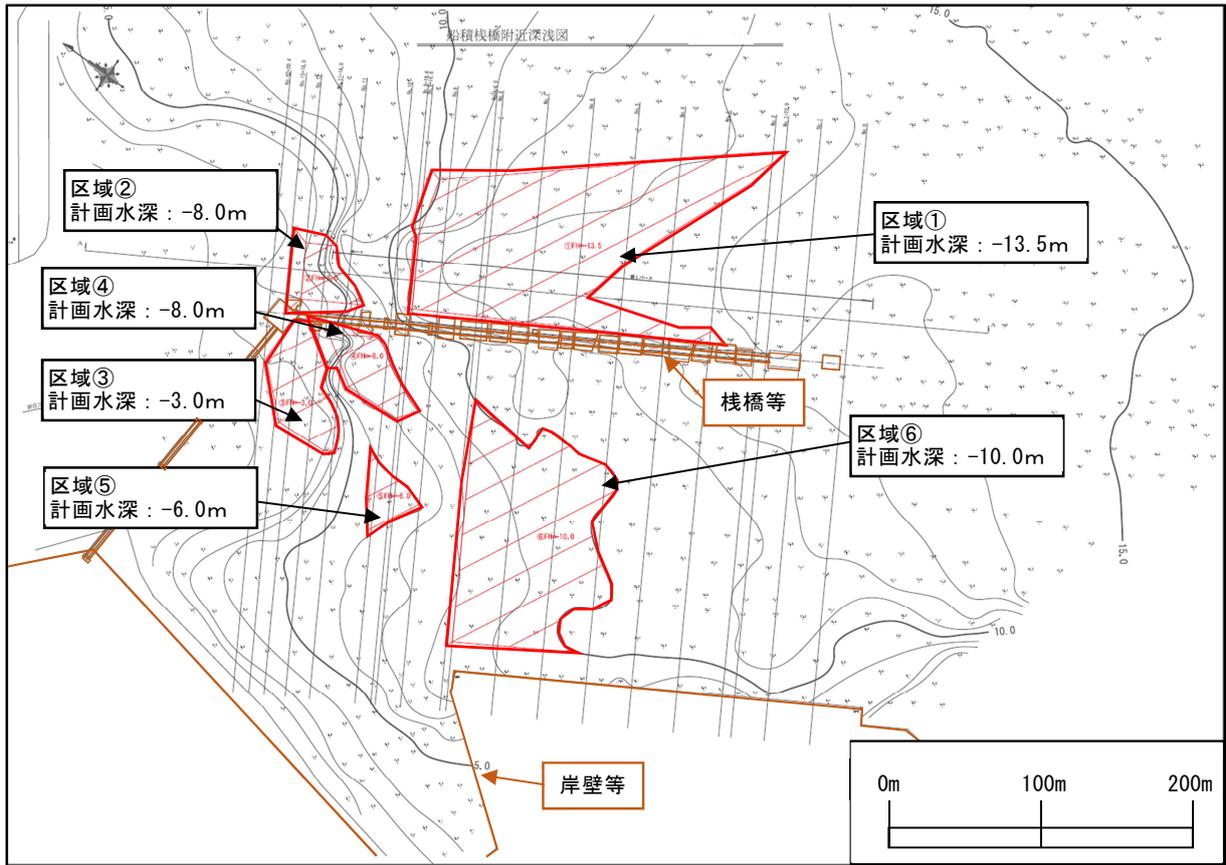
事業者	日鉄鉱業株式会社 鳥形山鉱業所	
工事名	船積棧橋バース等浚渫工事	
事業場所	高知県須崎市下分乙 1111 番 日鉄鉱業株式会社 鳥形山鉱業所 自社バース前面 (図 1.1.1、図 1.1.2 参照)	
事業期間	2019 年 4 月 1 日～2019 年 8 月 31 日	
連絡先	〒785-8560 高知県須崎市下分乙 1111 番地 TEL (0889) 42-3447 FAX (0889) 43-2498	
バースの用途	石灰石の荷役施設 ※石灰石の積込方法：落降防止装置付きベルトコンベア及びシップローダー	
使用船舶	区域①	船長：225m、満載喫水：14.14m、載荷重量：86,835t、総トン数：40,329t ※区域①に接岸する船舶は石灰石の積出であるため、喫水調整を行っている。 本バースの計画水深は D.L. -13.5m としており、船舶の喫水もこの計画水深になるように石灰石の積出量を調整している。
	区域②及び④	船長：102.4m、満載喫水：6.92m、載荷重量：5,789t、総トン数：3,524t
	区域⑥	船長：163.0m、満載喫水：8.37m、載荷重量：21,000t、総トン数：17,478t
備考	区域④及び⑤は、船舶の回頭のため最低限必要となる水深（区域④-3.0m、区域⑤-6.0）とした。	



注) 赤色の区域は浚渫範囲である。

資料：「海図 W105 須崎港及付近」(海上保安庁、平成 29 年 9 月) より作成

図 1.1.1 事業実施位置 (浚渫区域)



資料：弊社が2017年（平成29年）12月に実施した測量結果より作成  
 注）赤色の区域は浚渫範囲である。

図 1.1.2 浚渫箇所平面図

## 1.2 事業の必要性

自社バース前面は須崎港内の新荘川河口に位置するため、新荘川から流下し、海底に堆積した土砂によって、船舶が安全に接岸するため水深の確保が難しい状況となっている。そのため、当該自社バース前面は、昭和47年に完成以降、これまでに浚渫を5回(昭和58年、平成3年、平成6年、平成12年、平成20年)行っており(表1.2.1、図1.2.1)、船舶が安全に接岸するために数年に一度、浚渫が必要となる。

これらのバースが使用できなくなると、国内最大規模の石灰石鉱山である鳥形山の貯鉱場からの石灰石を船積みするための船舶が接岸できなくなる。そのため、船舶が安全に接岸するための水深である各バース(区域)の計画水深を確保するための堆積土砂の浚渫が必要である。

また、当該自社バース前面の水深は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(公益社団法人 日本港湾協会、平成30年5月)により、対象船舶の満載喫水に余裕水深(最大喫水のおおむね10%)を加えた値として、各々のバース(区域)では、D.L.-13.5m(区域)、D.L.-8.0m(区域②及び④)、D.L.-10.0m(区域⑥)と設定されている。

### 【各区域の計画水深】

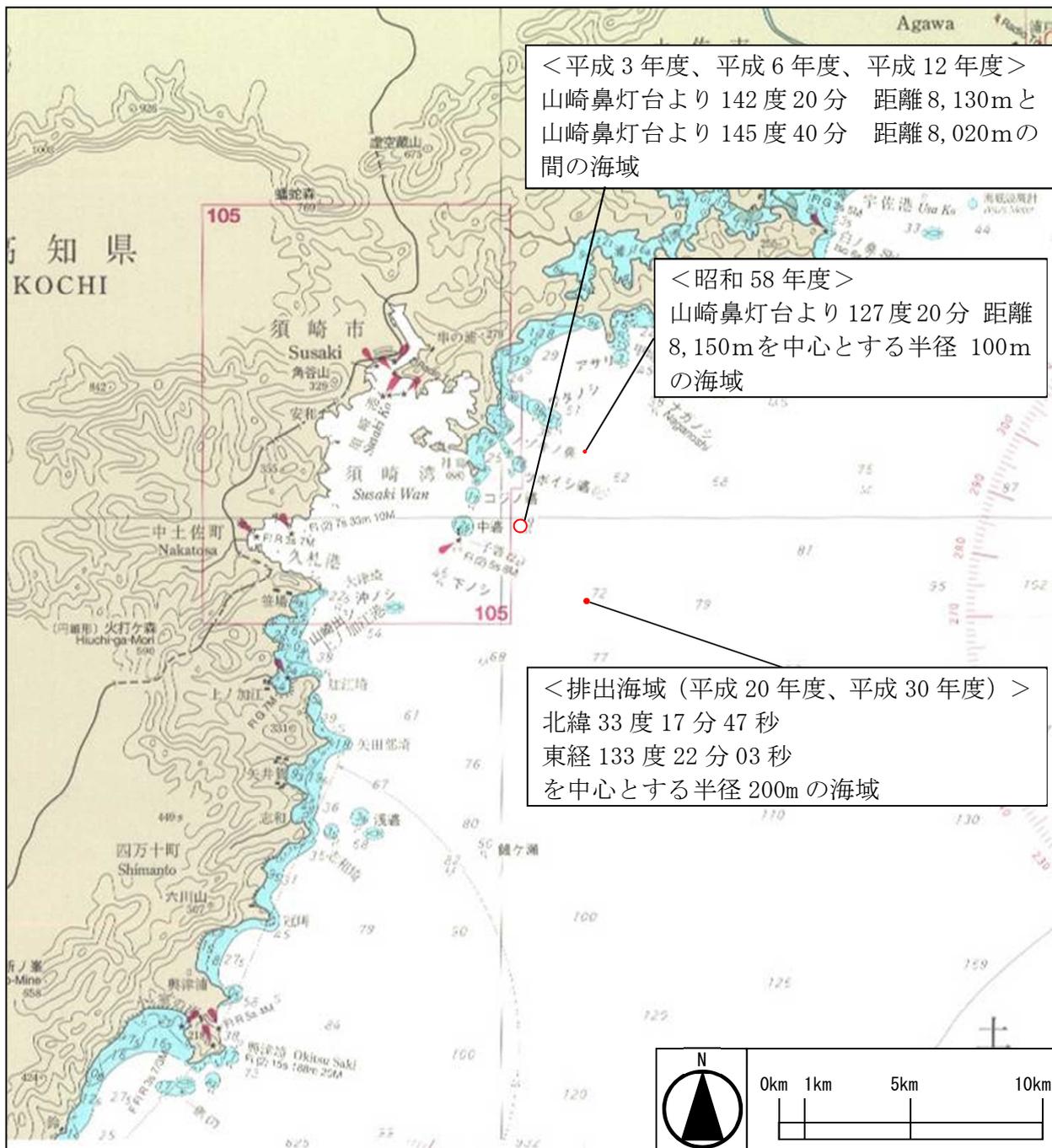
区 域	計 画 水 深
①	使用船舶の満載喫水：14.14m バースの水深=14.14m×1.1=15.6≒16m(参考値) ※前述したように、この区域に接岸する船舶は石灰石の積出であり、喫水調整を行っている。本バースの <b>計画水深は D.L.-13.5m</b> としているため、船舶の喫水は計画水深になるように石灰石の積出量を調整している。
②	使用船舶の満載喫水：6.92m
④	バースの計画水深=6.92m×1.1=7.6≒8m
⑥	使用船舶の満載喫水：8.37m バースの計画水深=8.37m×1.1=9.2≒10m

注) 区域③及び⑤は、船舶の回頭のため最小限必要な水深(区域③-3.0m、区域⑤-6.0)とした。

表 1.2.1 過去の浚渫状況及び浚渫土砂の排出海域

工事期間	自	至	浚渫土量	排出海域
昭和58年度	昭和58年 8月8日	昭和58年 9月30日	13,100m <sup>3</sup>	山崎鼻灯台より127度20分、距離8,150mの半径100m以内
平成3年度	平成3年 4月23日	平成3年 5月31日	17,992m <sup>3</sup>	山崎鼻灯台より142度20分、距離8,130mと山崎鼻灯台より145度40分、距離8,020mの間
平成6年度	平成6年 11月10日	平成7年 1月31日	17,699m <sup>3</sup>	山崎鼻灯台より142度20分、距離8,130mと山崎鼻灯台より145度40分、距離8,020mの間
平成12年度	平成12年 11月16日	平成13年 1月31日	15,195m <sup>3</sup>	山崎鼻灯台より142度20分、距離8,130mと山崎鼻灯台より145度40'、距離8,020mの間
平成20年度	平成20年 12月18日	平成21年 3月31日	43,800m <sup>3</sup>	北緯33度17分47秒、東経133度22分03秒を中心とした半径200mの海域

注) 表中の浚渫土量の値は地山土量(ほぐしたり、締め固めた土砂ではなく、自然状態のままの土砂)である。



資料：「海図 W108 室戸岬至足摺岬」（海上保安庁、平成19年8月）より作成

図 1.2.1 過去の浚渫土砂排出海域

## 2. 海洋投入処分量の削減に関する取組

### 2.1 浚渫土量の削減に関する取組

本事業では、図 2.1.1 に示すように深浅測量結果をもとに、船舶が安全に接岸できるように、効果的かつ必要最小限の浚渫工事を計画した。

計画に当たっては、接岸及び離岸する際に船舶の安全を考慮し、接岸する船舶の満載喫水を踏まえ必要最小限の計画水深を設定した。各地区の計画水深及び施工精度を考慮した施工管理水深（浚渫深度）は表 2.1.1 に示すとおりである。

区域①：計画水深は-13.5mであるため、施工精度を考慮した施工管理水深は-14.0mとする。

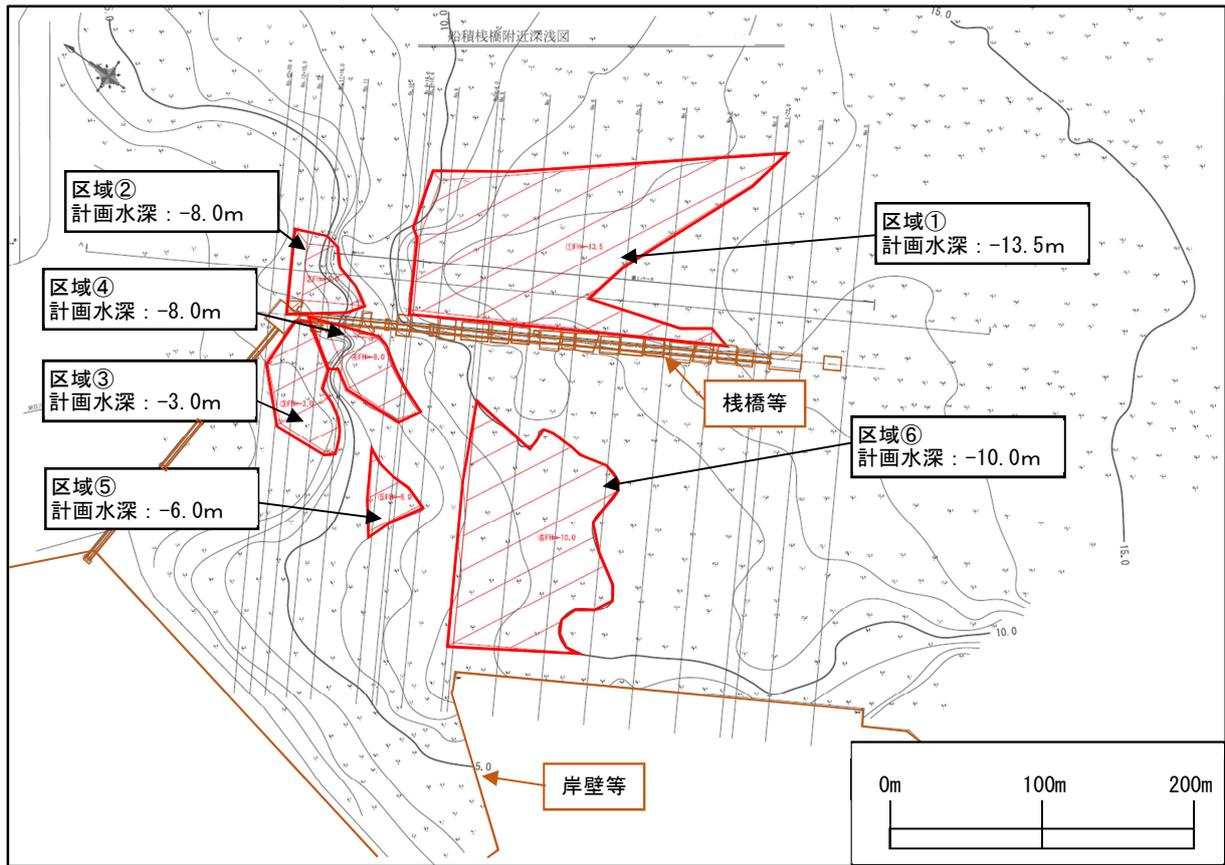
区域②：使用船舶の満載喫水より計画水深は-8.0mであるため、施工精度を考慮した施工管理水深は-8.5mとする。

区域③：船舶の回頭のため確保が最小限必要な水深として計画水深を-3.0mとし、施工精度を考慮した施工管理水深は-3.5mとする。

区域④：使用船舶の満載喫水より計画水深は-8.0mであるため、施工精度を考慮した施工管理水深は-8.5mである。

区域⑤：船舶の回頭のため確保が最小限必要な水深として計画水深を-6.0mとし、施工精度を考慮した施工管理水深は-6.5mとする。

区域⑥：使用船舶の満載喫水より計画水深は-10.0mであるため、施工精度を考慮した施工管理水深は-10.5mである。



資料：弊社が2017年（平成29年）12月に実施した測量結果より作成  
 注）赤線の区域は浚渫範囲である。

図 2.1.1 本浚渫事業の区域区分の状況

表 2.1.1 各区域の計画水深及び施工管理水深（浚渫深度）

区域	計画水深 (m) a	施工精度を考慮した余掘り (m) b	施工管理水深 (m) a+b
①	-13.5	-0.5	-14.0
②	-8.0	-0.5	-8.5
③	-3.0	-0.5	-3.5
④	-8.0	-0.5	-8.5
⑤	-6.0	-0.5	-6.5
⑥	-10.0	-0.5	-10.5

## 2.2 浚渫により発生する水底土砂の土量

浚渫範囲の平面形状及び必要水深、並びに深浅測量結果から必要最低限の浚渫土量を算出し 49,120m<sup>3</sup> (49,110.55m<sup>3</sup>≒49,111m<sup>3</sup>で一の位を切り上げ) とした。本浚渫事業の区域区分の状況は図 2.2.1、横断図は図 2.2.2、各区域の浚渫土量は表 2.2.1 に示すとおりである。各区域の浚渫土量の数量計算結果は表 2.2.2 に示すとおりである。

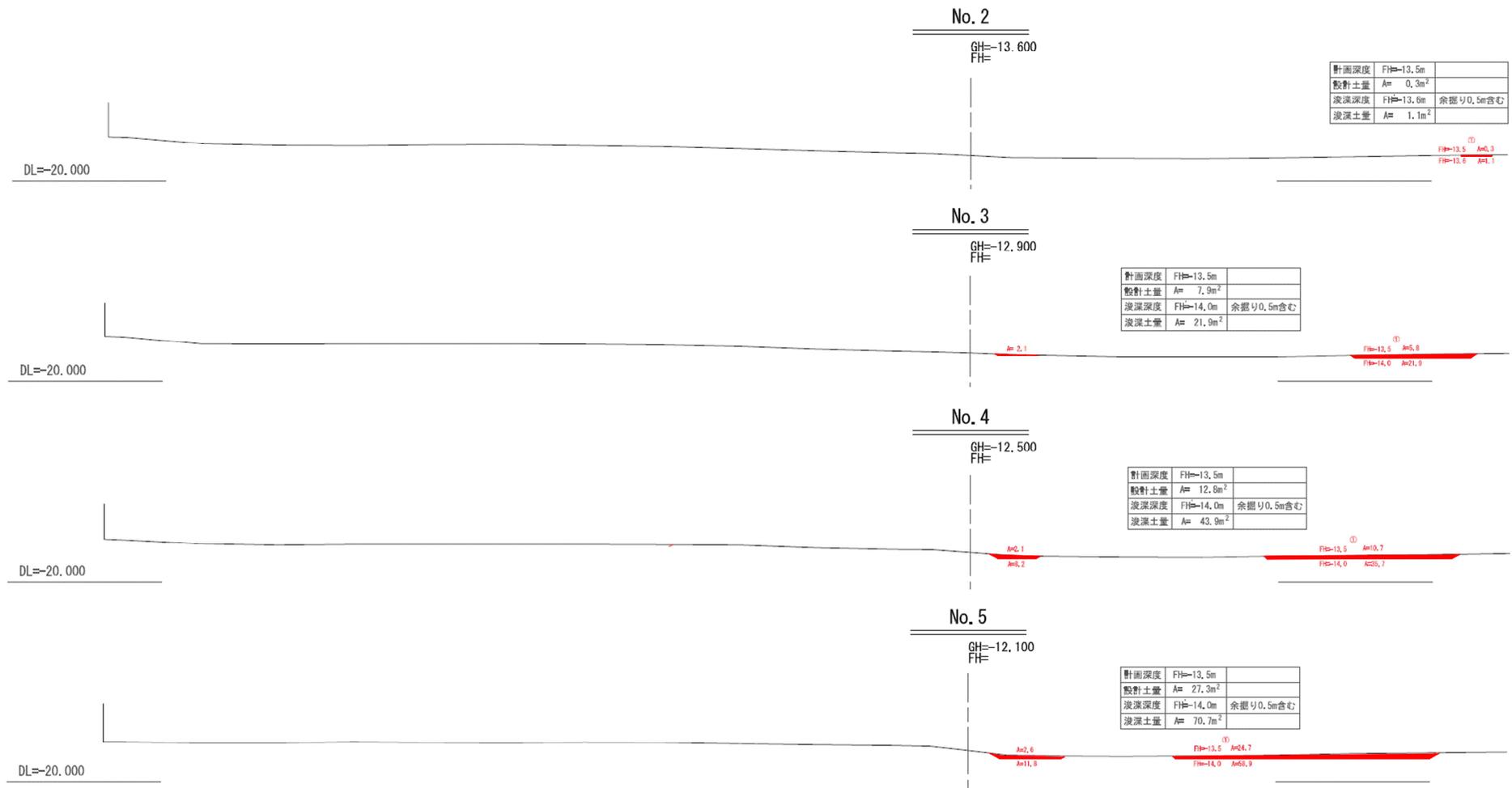
浚渫工事に当たっては、工事前に深浅測量を実施し、浚渫必要範囲を確認した上で必要最低限の浚渫土量を的確に積算し、申請した数量を超過しないように浚渫土量の低減を図る。

表 2.2.1 各区域の浚渫土量

区 域	浚渫土量 (m <sup>3</sup> )
①	19,603.80
②	5,599.99
③	3,629.94
④	3,360.54
⑤	622.08
⑥	16,294.20
合 計	49,110.55

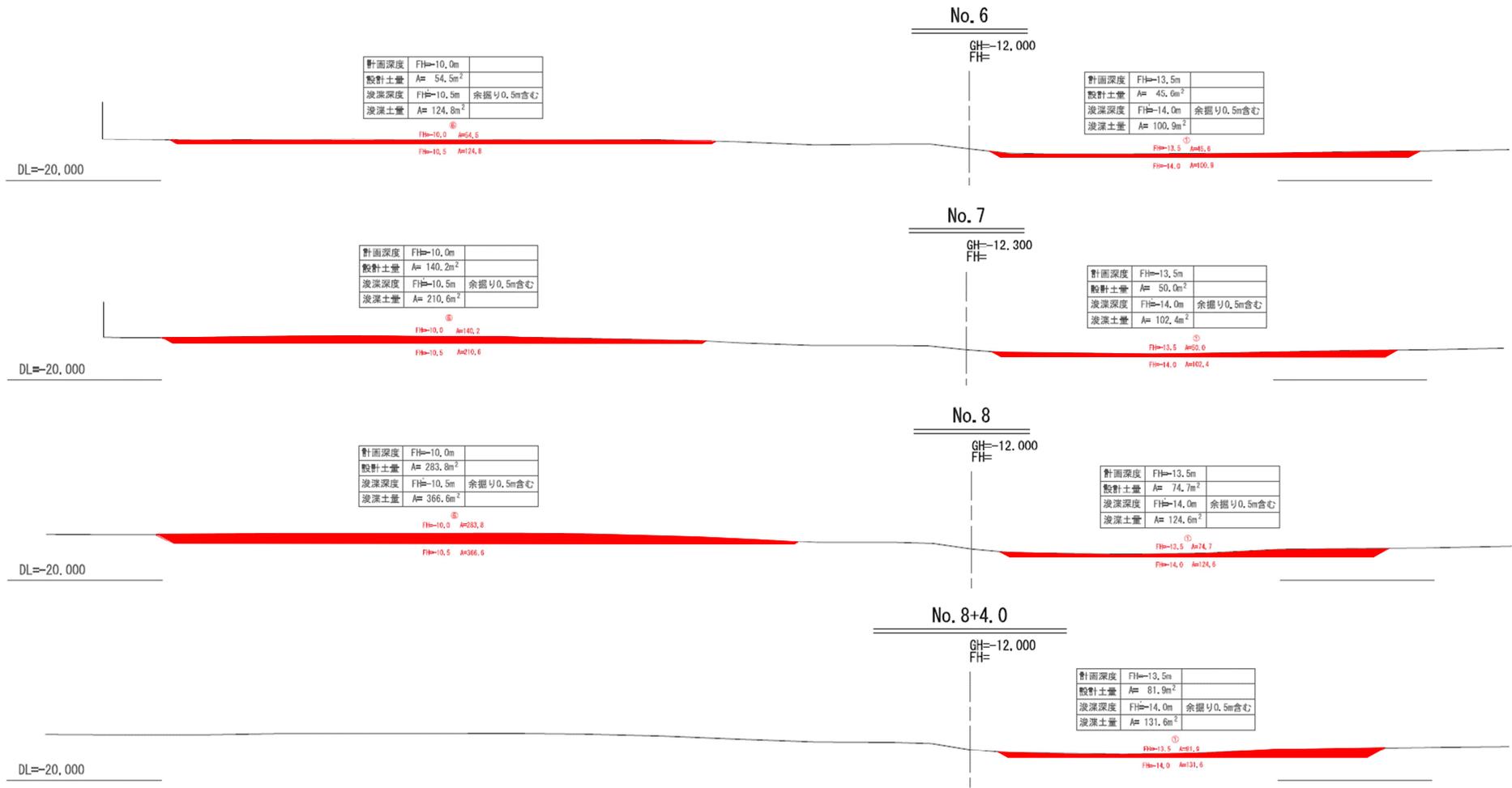


図 2.2.1 本浚渫事業の区域区分の状況（拡大図）



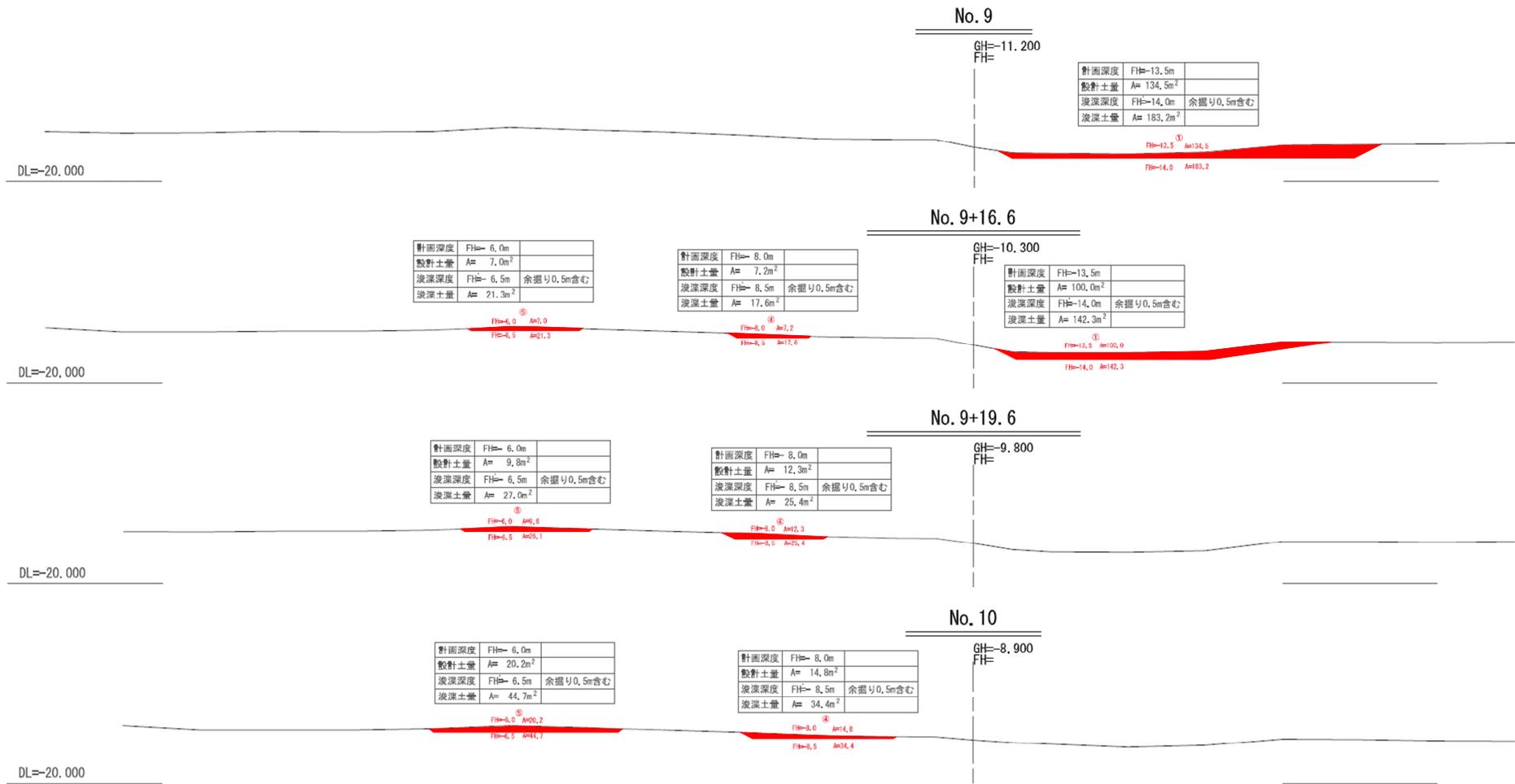
注) 赤い部分が浚渫箇所である。

図 2.2.2(1) 横断面図



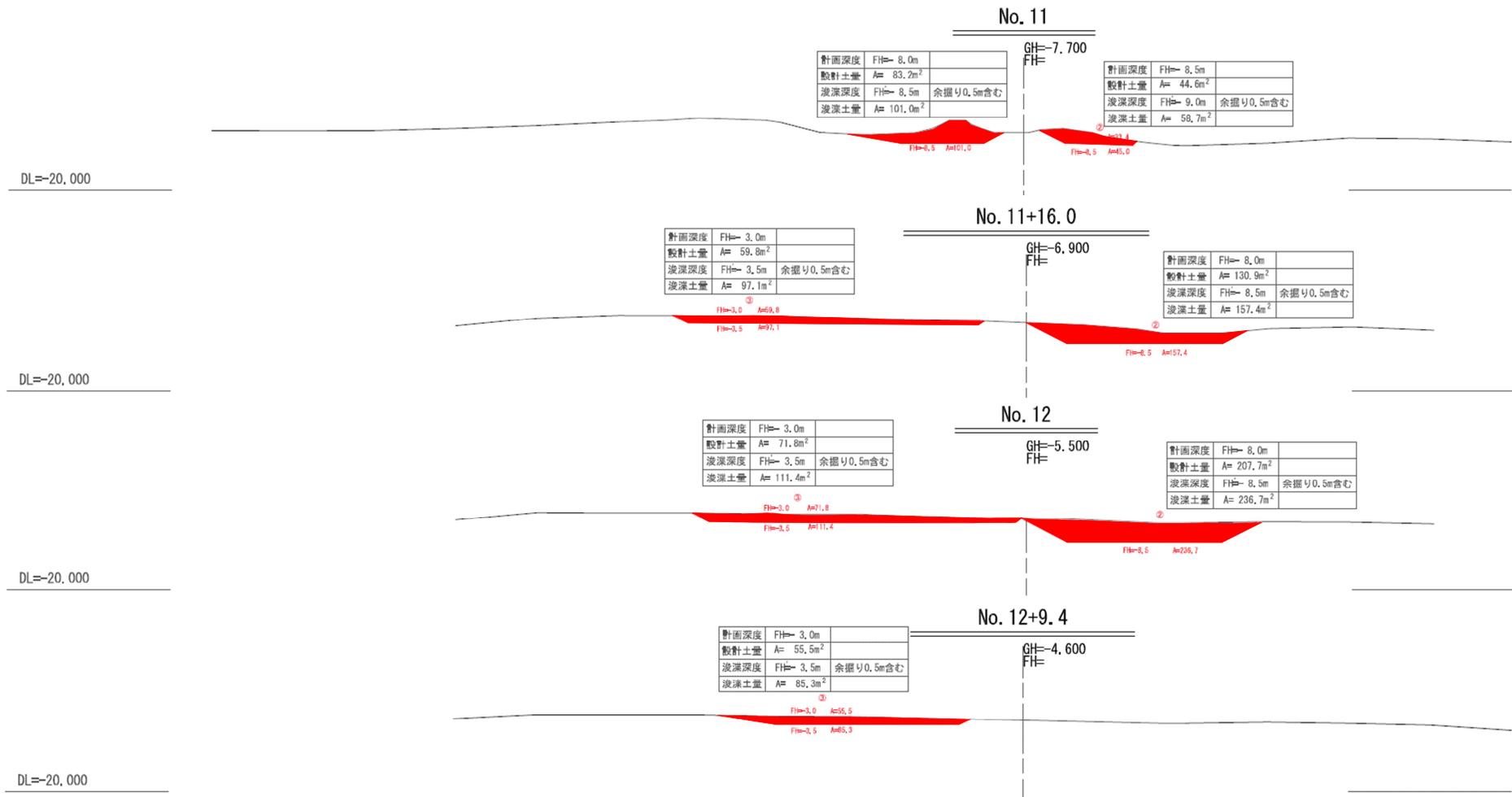
注) 赤い部分が波濺箇所である。

図 2.2.2(2) 横断面図



注) 赤い部分が浚渫箇所である。

図 2.2.2(3) 横断面図



注) 赤い部分が浚渫箇所である。

図 2.2.2(4) 横断面図

表 2.2.2(1) 各区域の浚渫土量の数量計算結果

測 点	距 離 (m)	区域①		区域⑥	
		断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )	断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )
No. 1					
No. 1+22.0		0.00	0.00	0.00	0.00
No. 2	8.00	0.55	4.40	0.00	0.00
No. 3	30.00	11.50	345.00	0.00	0.00
No. 4	30.00	32.90	987.00	0.00	0.00
No. 5	30.00	57.30	1,719.00	0.00	0.00
No. 6	30.00	85.80	2,574.00	62.40	1,872.00
No. 7	30.00	101.65	3,049.50	167.70	5,031.00
No. 8	30.00	113.50	3,405.00	288.60	8,658.00
No. 8+4.0	4.00	128.10	512.40	183.30	733.20
No. 9	26.00	157.40	4,092.40	0.00	0.00
No. 9+16.6	16.60	162.75	2,701.65	0.00	0.00
No. 9+19.6	3.00	71.15	213.45	0.00	0.00
No. 10	10.40	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 11	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 11+16.0	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 12	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 12+9.4	9.40	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 12+20.4	11.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			19,603.80		16,294.20

表 2.2.2(2) 各区域の浚渫土量の数量計算結果

測 点	距 離	区域④		区域⑤	
		断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )	断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )
No. 1					
No. 1+22.0		0.00	0.00	0.00	0.00
No. 2	8.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 3	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 4	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 5	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 6	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 7	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 8	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 8+4.0	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 9	26.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 9+16.6	16.60	8.80	146.08	10.65	176.79
No. 9+19.6	3.00	21.50	64.50	24.15	72.45
No. 10	10.40	29.90	310.96	35.85	372.84
No. 11	30.00	67.70	2,031.00	0.00	0.00
No. 11+16.0	16.00	50.50	808.00	0.00	0.00
No. 12	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 12+9.4	9.40	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 12+20.4	11.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			3,360.54		622.08

表 2.2.2(3) 各区域の浚渫土量の数量計算結果

測 点	距 離	区域②		区域③	
		断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )	断面積(m <sup>2</sup> )	立積(m <sup>3</sup> )
No. 1					
No. 1+22.0		0.00	0.00	0.00	0.00
No. 2	8.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 3	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 4	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 5	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 6	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 7	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 8	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 8+4.0	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 9	26.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 9+16.6	16.60	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 9+19.6	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 10	10.40	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 11	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 11+16.0	16.00	108.05	1,728.80	48.55	776.80
No. 12	14.00	197.05	2,758.70	104.25	1,459.50
No. 12+9.4	9.40	118.35	1,112.49	98.35	924.49
No. 12+20.4	11.00	0.00	0.00	42.65	469.15
			5,599.99		3,629.94
					49,110.55

## 2.3 浚渫土砂の有効利用量

海洋投入による処分量を削減するため、浚渫土砂の有効利用について検討した。浚渫工事実施地域周辺における浚渫土砂の有効利用先の候補(土砂を必要とする事業等)と有効利用の方法について、国土交通省四国地方整備局及び高知県内の管内事務所(河川国道事務所、港湾・空港整備事務所等)並びに高知県及び須崎港から50kmの範囲(「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日付け 国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号)」の建設発生土の運搬範囲の50kmを参考)に含まれる愛媛県に確認し、検討を行った。その結果は表2.3.1に示すとおりであり、浚渫土砂を受け入れられる箇所がないことが判明している。なお、建設発生土情報交換システムにより搬出先を確認した結果、高知県、愛媛県では搬出先(土砂の搬入先)は登録されていなかった。

引き続き有効利用先の情報を収集し、当該浚渫土砂の受入が可能となった場合は、有効利用することにより海洋投入処分量の削減に努める。

表 2.3.1(1) 浚渫土砂の有効利用・再利用に関するヒアリング結果及び検討結果

事業者	ヒアリング実施日	ヒアリング結果	有効利用 再利用	
			海上	陸上
国土交通省四国地方整備局 企画部技術管理課	2018年 (平成30年) 4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省では、建設工事に伴い発生する土砂等の適正な利用の推進を図ることを目的とした「発生土利用基準」を定め、再生利用のための情報交換を図っているところである。</li> <li>高知県内の国・県、市町村における平成30年度以降の発生土及び再生利用は、概ね発生土120万立方メートル、再生利用20万立方メートルと6:1の割合となっている。本事業のような浚渫土砂は対象外としているため、再生利用すなわち有効利用の余地はない。</li> </ul>	×	×
国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所	2018年 (平成30年) 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設道路の進捗により路体等盛土も、僅かに計画されているが、多くは山地における切土が主体であり、発生土の置き場に苦慮していることから、到底他工区からの受入は困難である。</li> </ul>	-	×
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所	2018年 (平成30年) 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川堤防の築堤・腹付を予定しているが、単年度での施工量はごく僅かであり、同時期施工の河床掘削土を利用する予定である。</li> <li>現在施工中の日下川新規放水路及び河床掘削からの発生土は、設置済みの残土処分場にて処分の予定であり、浚渫土砂の受入は困難である。</li> </ul>	-	×
国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所	2018年 (平成30年) 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設道路の進捗により路体等の盛土も計画されているが、工事場所が田地であり、周辺地主との関係から浚渫土砂の受入は困難である。</li> </ul>	-	×
国土交通省四国地方整備局 港湾事業課	2018年 (平成30年) 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎近辺では埋立工事等を行っていないため、浚渫土砂の受入先はない。</li> <li>四国全体としても国自ら管理している土捨場はない。</li> </ul>	×	-

注)「-」は検討の対象外であったことを示す。「×」は検討した結果、有効利用・再利用が不可能であることを示す。

表 2.3.1(2) 浚渫土砂の有効利用・再利用に関するヒアリング結果及び検討結果

事業者	ヒアリング 実施日	ヒアリング結果	有効利用 再利用	
			海上	陸上
国土交通省四 国地方整備局 高知港湾・空港 整備事務所	2018年 (平成30年) 4月26日	・平成30年度は管内では浚渫土砂を受け入れる 事業はない。	×	-
高知県土木部 港湾・海岸課	2018年 (平成30年) 4月26日	・サンドバイパス事業としては具体的に動いてい ない。 ・基本的には公共で発生する土砂を対象としてい るので、民間の浚渫土砂を受け入れる体制には なっていない。	×	×
高知県須崎土 木事務所 港湾漁港管理 課	2018年 (平成30年) 4月26日	・須崎土木事務所管内にてサンドバイパス事業に よる新規の受け入れ先はない。	×	-
愛媛県土木部 港湾海岸課	2018年 (平成30年) 11月27日	・浚渫土砂の有効利用先はなく、新居浜港及び東 予港の埋立地の用材としての受入を行ってい ない。	×	-

注) 「-」は検討の対象外であったことを示す。「×」は検討した結果、有効利用・再利用が不可能であることを示す。

## 2.4 海洋投入処分以外の方法による処分量

海洋投入処分以外の方法による処分としては、浚渫土砂を廃棄物の海面処分場や陸上処分場にて処分する方法が考えられる。

海洋投入処分量は 49,120m<sup>3</sup> となる。陸上処分場の受入条件は、浚渫土の塩分濃度の低下及び含水率の低下が必須であるため、浚渫土砂を長期間、仮置きしておく場所が必要となる。しかし、現状において、事業場には浚渫土砂の仮置きスペースを確保できない状況である。

また、陸上ででの処分が可能な残土処分場については、高知県及び愛媛県に聞き取りを行ったところ、民間の浚渫土砂（泥土）の受け入れる体制にはなっていないとの回答を得た（表 2.4.1 参照）。また、最終処分に関しては高知県内及び愛媛県内の企業に電話での聞き取りを行ったところ浚渫土砂の受け入れは行っていないとの回答を得た（表 2.4.2 参照）。

表 2.4.1 浚渫土砂の処分場に関するヒアリング結果及び検討結果

事業者	ヒアリング実施日	ヒアリング結果
高知県土木部港湾・海岸課	2018年 (平成30年) 4月26日	・基本的には公共で発生する土砂を対象としているので、民間の浚渫土砂を受け入れる体制にはなっていない。
愛媛県土木部港湾海岸課	2018年 (平成30年) 11月27日	・新居浜港及び東予港を含め、港湾の埋立地以外で最終処分場はない。現在、民間から発生した土砂の受け入れは行っていない。

注) 「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日付け 国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）」に則り、建設発生土の運搬を50km圏内と設定し、高知県及び須崎港から半径50kmの範囲にある処分場を所有する愛媛県を対象にした。

表 2.4.2 高知県内及び愛媛県内の廃棄物最終処分場ヒアリング結果

企業名等	所在地	確認日・ 確認方法	確認結果	
			搬入量	理由
宿毛建設資源利用 協同組合	高知県 宿毛市	2018年 (平成30年) 11月14日  【電話】	受け入れ不可	浚渫土砂は原則受け入れていない。
中村環境センター 協同組合	高知県 四万十市		受け入れ不可	通常の掘削残土程度の性状でないと受け入れはしない。浚渫土砂は受け入れていない。
野村巖	高知県 土佐清水市		受け入れ不可	浚渫土砂は受け入れできない。
寺元運送(有)	高知県 禰原町		受け入れ不可	浚渫残土は受け入れできない。少しでも水気があるような土砂は受け入れていない。現在、置場の関係上、掘削残土もほとんど受け入れていない。
(公財)エコリサイ クル高知	高知県 日高村		受け入れ不可	浚渫土砂は水分が多く、受け入れていない。現在は建設系の掘削残土も受け入れていない。
(株)近澤建設	高知県 いの町		受け入れ不可	浚渫土砂は水分が多いので受け入れていない。
(株)国見開発工業	高知県 高知市		受け入れ不可	浚渫土砂は受け入れていない。
三谷美化産業(株)	高知県 高知市		受け入れ不可	通常の建設掘削残土のみの受け入れを行っており、浚渫土砂のような水分の多い物は受け入れていない。他現場からの残土も常に対応しているため、浚渫土砂は対応できない。
(有)岡崎農園	高知県 南国市		受け入れ不可	浚渫土砂の受け入れは行っていない。建設掘削残土も置場の関係で、現在はほとんど受け入れていない。
(有)安岡重機	高知県 安芸市		受け入れ不可	建設掘削残土のみを受け入れている。浚渫土砂は受け入れていない。
(有)明越産業	愛媛県 西条市	2018年 (平成30年) 11月27日  【電話】	受け入れ不可	含水比の高い浚渫土は、受け入れ場所に対応できないので受け入れはしていない。
(株)グリーンダスト	愛媛県 西条市		受け入れ不可	含水比の高い浚渫土砂は受け入れていない。
オオノ開発(株)	愛媛県 東温市		受け入れ不可	掘削残土の受け入れは行うが、浚渫土砂のような水分を多く含んだ土砂の受け入れはしていない。
(株)西田興産	愛媛県 大洲市		受け入れ不可	水分量の多い浚渫土砂は受け入れていない。

注) 1. 高知県内については全ての事業所を対象にした。

2. 愛媛県内については「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号)」に則り、建設発生土の運搬を50km圏内と設定し、須崎港から半径50kmの範囲にある近隣自治体に処分場を所有する企業を選定にした。

## 2.5 最終的な海洋投入処分量

以上のことから、浚渫土砂の有効利用及び海洋投入処分以外の方法による処分は困難であると判断し、本事業で発生する浚渫土量 49,120m<sup>3</sup> については海洋投入処分することとしたい。

ただし、浚渫土量の削減にあたっては、浚渫範囲、浚渫作業中の水深の管理を適正に行うことにより余堀量を可能な限り少なくし、海洋環境への影響の低減、海洋投入量の削減を図るよう最大限の努力をする。さらに、今後も継続して有効利用先について情報を収集し、可能な限り海洋投入処分量の低減に努めていく。

以上のことから、表 2.5.1 に示すように、本業務における浚渫計画量及び海洋投入処分量を 49,120m<sup>3</sup> とする。

表 2.5.1 海洋投入処分をせざるを得ない処分量

項目	処分量等
浚渫計画量	49,120m <sup>3</sup>
有効利用量	0m <sup>3</sup>
有効利用割合	0%
海洋投入以外の方法の処分量	0m <sup>3</sup>
海洋投入以外の処分の割合	0%
海洋投入処分量	49,120m <sup>3</sup>
海洋投入処分の割合	100%